

既修得単位認定規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校学則（以下「学則」という。）第27条に基づき、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）の入学前の既修得単位の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(単位認定の対象とすることができる単位)

第2条 単位認定の対象とすることができる単位は、次の各項に定めるものとする。

- 2 診療放射線科は、診療放射線技師学校養成所指定規則別表第1の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等において修得した授業科目の単位とする。
- 3 臨床工学科、臨床工学専攻科は、臨床工学技士学校養成所指定規則別表第1の備考2及び別表第3の備考2に定める大学、高等専門学校又は臨床工学技士法施行規則第14条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において修得した授業科目の単位とする。
- 4 視能訓練士科は、視能訓練士学校養成所指定規則別表第1の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等において修得した授業科目の単位とする。
- 5 理学療法士科は、理学療法士作業療法士養成施設指定規則別表第1の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等において修得した授業科目の単位とする。
- 6 作業療法士科は、理学療法士作業療法士養成施設指定規則別表第2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等において修得した授業科目の単位とする。
- 7 言語聴覚士科は、言語聴覚士学校養成所指定規則別表第2の備考2に定める大学、高等専門学校又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において修得した授業科目の単位とする。

(既修得単位認定基準等)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする授業科目及び単位数は、本校における授業科目及び単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

(認定の手続き)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、原則として入学日から一月以内に次の書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 既修得単位認定願
- (2) 成績証明書
- (3) 該当科目のシラバス

(既修得単位の認定)

第5条 本校は前条の規定により提出された書類を基に審査を行い、本校の教育内容に相当するものと認められる場合は既修得単位として認定する。

第6条 学校長は、既修得単位の認定結果について、既修得単位認定通知書により申請者に通知する。

(評価の表記)

第7条 認定した授業科目の評価の表記は、「N」とする。

(修業年限)

第8条 第5条の規定により既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は行わない。

附 則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規則は「既修得単位の認定規則」から「既修得単位認定規則」と名称を変更し、平成31年4月1日より施行する。